

## 令和3年度の介護報酬改定により新たに定められた主な事項

### 1. 感染症対策の強化について（3年の経過措置あり）

### 2. 業務継続に向けた取組の強化について（3年の経過措置あり）

参考）厚生労働省該当HP

[介護施設・事業所における業務継続計画（BCP）作成支援に関する研修資料・動画 | 厚生労働省 \(mhlw.go.jp\)](#)

※令和5年度においては、京都府でも業務継続計画（BCP）策定研修会の動画配信を実施予定

### 3. 災害への地域と連携した対応の強化について

### 4. 認知症介護基礎研修の受講義務づけについて（3年の経過措置あり）

### 5. ハラスメント対策の強化について

参考）厚生労働省該当HP

[介護現場におけるハラスメント対策 \(mhlw.go.jp\)](#)

### 6. 高齢者虐待防止の推進について（3年の経過措置あり）

参考）京都府主催 研修動画

[障害者・高齢者虐待に係わる施設・事業所に求められる体制整備について－事例\(取組\)を中心に－ 認知症介護研究・研修仙台センター／東北福祉大学准教授 吉川悠貴 氏 - YouTube](#)